

行政手続法第5条第1項の規定に基づく都市計画法第53条第1項の規定による建築の許可に係る審査基準における「事業の施行が近い将来に見込まれる区域等」を次のとおり公告し、平成25年8月8日の許可申請分から適用します。

平成25年7月8日

京都市長 門川 大作

1 事業の施行が近い将来に見込まれる区域等

	都市計画番号	都市計画施設名	区間又は町名	延長又は面積	備考
1	広路3	五条通	下京区中堂寺南町～ 右京区西院南高田町	約380m	
2	・ ・ 11号	国道9号線	右京区西院月双町～ 西京区御陵塚ノ越町	約1330m	
3	3・3・140号	久世梅津北野線	西京区桂上野西町～ 右京区梅津北町	約800m	
4	・ ・ 14号	葛野大路	右京区太秦安井辻ノ内町～ 右京区太秦安井小山町	約480m	
5	3・4・106号	沓掛上羽線	西京区大原野北春日町 ～西京区大原野南春日町	約170m	
6	3・3・128号	久世北茶屋線	西京区大原野西境谷一丁目 ～西京区大原野北春日町	約780m	
7	4・3・282号	淀城跡公園	伏見区淀本町地内	約3.4ha	

2 閲覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

3 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)